

後援名義使用等承認申請書

年 月 日

大阪市長

団体所在地
 団体名
ふりがな
 代表者職・氏名
 代表者生年月日 年 月 日 生
 電話番号 (- - -)

下記計画に基づき事業を実施いたしたく後援名義等を交付されますよう関係書類を添えて申請いたします。なお、事業に關係する法令及び誓約事項を遵守します。

記

1 申請事項 後援名義 / 市長賞 (枚)

2 事業計画

- (1) 事業の目的
- (2) 事業の名称
- (3) 主催
- (4) 実施期間
- (5) 実施場所
- (6) 参加予定人数
- (7) 後援予定団体
- (8) 連絡先

住所

担当者名 :

電話番号 :

Email :

ファックス番号 :

3 添付書類

- (1) 収支予算計画書
- (2) 団体役員に係る書類 (役員名簿等)
- (3) 定款・団体規約又は会則等
- (4) 事業の目的、内容がわかる書類 (企画書、広報物等)
- (5) 過去の実績がわかる書類

4 誓約事項

この事業は、暴力団の利益になり、又はなるおそれはありません。
 また、申請者の役員、従業員、社員その他の構成員は、暴力団員又は暴力団密接関係者ではありません。
 ※該当する場合、□の中にレ点チェックを、記入してください。

様式第1号

5 留意事項

- (1) 申請後事業計画を変更した場合は直ちに通知すること。
- (2) 事業終了後はすみやかに事業完了報告書を提出すること。
- (3) 経費はすべて主催者が負担すること。
- (4) 事業において発生した事故等に関し、観光課はその責めを負わない。
- (5) 原則として、過去において、事業の実施にあたって上記（1）～（4）のいずれかの条件に違反した場合、または申請内容に虚偽があった場合は、以後の申請に対して承認しない。

大経観第 号
年 月 日

様

大阪市長

後援名義使用等承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました「 」における本市後援名義の使用等について、承認します。

後援名義の使用にあたっては、「観光振興事業に係る後援名義使用並びに賞状交付承認基準」（平成27年1月5日制定、令和6年3月31日改正）第7条第2項の各号に掲げる条件を遵守いただきますよう、お願ひいたします。

（条件について、詳しくは裏面をご覧ください）

なお、同条件のいずれかに違反されたと本市が認める場合、本承認を取り消すことがあります。この場合において、本市は、当該取り消しによって生じる損失を一切補償いたしません。

様式第2号

<p>観光振興事業に係る後援名義使用並びに賞状交付承認基準（抄）</p> <p>（制定）平成27年1月5日 （改正）令和6年3月31日</p>
<p>（後援名義の使用等の承認を行う事業）</p> <p>第3条 観光課は、次の各号に掲げるいずれの要件も満たすと認める場合に、後援名義の使用並びに賞状交付（以下「後援名義の使用等」という。）を承認する。</p> <p>（1）事業の主催者が次のいずれかに該当するものであること。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 国又は、地方公共団体（これらの機関を含む）イ 公共的団体、又は公益活動を行う民間団体ウ 公益法人、及びこれに準ずる団体エ 新聞社、放送会社等の報道機関 <p>（2）事業の主催者について、その存在が明確で事業遂行能力があること。</p> <p>（3）事業の主催者について、原則、観光課がその実態を承知していること。</p> <p>（4）事業の主催者が、特定の政党・政治家の支持・不支持、特定の宗教・思想の普及・宣伝活動を行う団体、又はこれに類する団体及び暴力団員又は暴力団密接関係者が構成員である団体でないこと。</p> <p>（5）事業内容が次のいずれにも該当するものであること。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 単に集客のみに着眼したものでなく、大阪の都市魅力の発信・向上や観光振興に寄与するものであり、営利を主たる目的としたものでないこと。イ 大阪市の施策の推進に支障を及ぼさないもの、又はそのおそれがないもの。ウ 公序良俗に反するもの、その他社会的な非難を受けるおそれがないもの。エ 広く市民一般を対象としていること。オ 特定の政党・政治家の支持・不支持、特定の宗教・思想の普及・宣伝を目的としないものであること。カ 参加料・入場料等を徴収する場合は、その額及び目的が適正かつ明確であること。キ 事業実施にあたり、公衆衛生・災害防止に十分な措置が講じられていること。ク 賞状交付については、実施される競技会・展覧会等の事業が大阪市表彰規則実施要項第2条に該当しており、かつ、事業における審査が公正に行われる見込みがあること。 <p>2 前項の規定にかかわらず、過去の申請において、申請者が第7条第2項各号に掲げる後援名義の使用等の条件のいずれかに違反したと観光課が認める場合など、後援名義の使用等を承認することが不適当であると観光課が判断する場合は、後援名義の使用等を承認しない。</p> <p>（申請の審査及び決定）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 主催者は、後援名義の使用等にあたり、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">（1）主催者は、申請後事業計画を変更又は中止しようとする場合は、速やかに次条に規定する内容変更等申請書を観光課に提出しなければならない。（2）主催者は、事業に要する一切の経費を負担しなければならない。（3）主催者は、事業終了後は速やかに第10条に規定する事業完了報告書並びに収支報告書を観光課に提出しなければならない。（4）主催者は、事業において事故等が発生した場合、観光課にその責めを負わせてはならない。（5）主催者は、虚偽の申請を行ってはならない。（6）主催者は、第3条第1項に規定する要件を満たさなければならない。 <p>（事業内容変更等の申請）</p> <p>第8条 前条の承認を受けた主催者は、当該事業を中止し、又はその内容を変更しようとするときは、速やかに後援名義使用等に係る内容変更等申請書（様式第4号）を観光課に提出しなければならない。ただし、当該事業の中止又はその内容の変更が、天候等自然事象に起因する場合は、内容変更等申請書の提出を省略することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>（承認の取り消し）</p> <p>第9条 観光課は、後援名義の使用等の承認を行った後において、申請者が第7条第2項各号に掲げる後援名義の使用等の条件のいずれかに違反したと認める場合、観光課は、当該承認を取り消すことができる。この場合において、観光課は、当該取り消しによって生じる損失を一切補償しない。</p> <p>2 省略</p>

大経観第 号
年 月 日

様

大阪市長

後援名義使用等不承認決定通知書

年 月 日付で申請のありました「 」における本市後援名義の使用等については、次の理由により承認できません。

記

事業の名称

不承認の理由

後援名義使用等に係る内容変更等申請書

年 月 日

大阪市長

団体所在地

団 体 名

代表者職・氏名

代表者生年月日 年 月 日 生

電話番号 (- - -)

年 月 日付大経観第 号で後援名義の使用等承認を受けた事業について、
次のとおり内容を変更したいので申請します。

記

1 変更内容

2 その理由

大経観第 号
年 月 日

様

大阪市長

後援名義使用等承認取消通知書

年 月 日付けて申請のありました「 」における本市後援名義の使用等について、次のとおり取り消します。

記

事業の名称

取消の理由

※上記の決定については、速やかにその旨を周知するとともに、公表した印刷物等から後援名義等の名称を削除すること。また、当該取消によって生じる損失は、一切補償しません。

事業完了報告書

年 月 日

大阪市長

団体所在地

団体名

代表者職・氏名ありがな

担当者・電話番号

(- - -)

令和 年 月 日付大経観第 号で後援名義の使用等について承認された
事業が完了しましたので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 申請事項 後援名義 / 市長賞 (枚)

2 事業の名称

3 実施期間

4 実施場所

5 参加人数

6 事業成果

7 添付書類

- ① 収支報告書
- ② 事業の開催状況の分かるもの（写真等）
- ③ 広報物等